

令和 8 年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

注 意

- 1 この問題は 4 問 4 ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配付します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って解答用紙に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

特別支援学校 専門

1 次の (1), (2) の問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）第 7 章及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年 2 月告示）第 6 章の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の一部を抜粋したものである。

自立活動の指導内容を設定する際に考慮すべきことについて、①～⑤に当てはまる語句を記せ。

ただし、[] は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。

- 児童又は生徒〔生徒〕が、興味をもって [①] に取り組み、成就感を味わうとともに自己を [②] に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
- 児童又は生徒〔生徒〕が、障害による学習上又は生活上の困難を [③] ・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
- 個々の児童又は生徒〔個々の生徒〕に対し、自己 [④] ・自己 [⑤] する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

- (2) 次の文章は、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月）第4章第2節、特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（上）（高等部）（平成31年2月）第5章第2節の一部を抜粋したものである。下の①、②の問いに答えよ。

ただし、〔 〕は特別支援学校学習指導要領解説知的障害者教科等編（上）（高等部）によるものである。

- 各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、〔ア〕、自立活動及び小学部においては外国語活動〔各教科、道徳科、〔ア〕及び自立活動〕の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1の(1)〔第1章第2節第3款の1の(1)〕に留意しながら、効果的に実施していくことができるように〔イ〕の視点に基づいて計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）していくことが必要である。
- 〔高等部においても〕知的障害者である児童生徒〔生徒〕に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒〔生徒〕の学校での生活を基盤として、学習や〔将来の生活を見据えた学習を〕生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、〔A〕などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。
- （中略）
- 各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒〔生徒〕の知的障害の状態、生活年齢、〔ウ〕や経験等に即し、次に示す事項を参考とすることが有効である。

- ① 文章中のア～ウに当てはまる語句を記せ。なお、同じ記号には同じ語句が入るものとする。
- ② 文章中のAに当てはまる指導について、学習指導要領に示されている指導の名称の中から二つ記せ。

2 次の(1)～(5)の文について最も関連のあるものを、下のア～コからそれぞれ一つ選び記号で記せ。

- (1) 種々の病因によってもたらされる慢性の脳疾患であり、大脳神経細胞が過剰に放電することによる反復性の発作を主徴とし、それに関連した種々の臨床ならびに検査所見表出をとともうもの
- (2) 環にある切れ目の向きを識別する視力測定に用いる指標
- (3) 厚生労働省で示している障害者手帳の一つで、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された方に交付される手帳
- (4) 特別支援学校に在籍する児童生徒と、その児童生徒が居住する地域の小・中学校とで実践される交流及び共同学習
- (5) 肢体不自由児施設である整肢療護園の創設者

- | | | |
|-----------|--------------|-------------|
| ア. 居住地校交流 | イ. てんかん | ウ. 身体障害者手帳 |
| エ. 高木憲次 | オ. 療育手帳 | カ. 石井亮一 |
| キ. 染色体異常 | ク. 地域間交流体験活動 | ケ. オーディオグラム |
| コ. ランドルト環 | | |

- 3 次の文章は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）の一部を抜粋したものである。下の（1）、（2）の問いに答えよ。

- 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校の ① 的機能を強化していく必要があり、学校間や教育委員会等との連絡調整を担う（ A ）の役割を明確にしていく必要がある。また、幼児教育段階、（ B ）教育段階における特別支援教育を推進するための ① 的機能の充実に資するような教員配置や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討していく必要がある。
- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、（ C ）・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、（ D ）配慮に対する理解等が必要である。（中略）障害者が日常生活又社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけでなく、社会における様々な障壁を相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「 ② モデル」の考え方を踏まえ、（中略）本人自ら（ D ）配慮を意思表示できるように促していくような経験や態度の育成が求められる。
- 就職後の定着に向けて、在籍校と福祉機関、（ E ）が連携した更なる取組のほか、（ B ）教育段階で社会に出ても学び続ける意欲を高めるとともに、卒業後は、本人が就職後の生涯学習や ③ 活動を充実させ、人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会を提供し、（ F ）しないようにする必要がある。

- （1） 文章中の A～F に当てはまる語句を、次のア～シからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

ア. 医療機関	イ. 孤立	ウ. 指導要録
エ. 基礎的	オ. 小学校	カ. 合理的
キ. 個別の教育支援計画	ク. スクールカウンセラー	ケ. 労働機関
コ. 対立	サ. 高等学校	シ. 特別支援教育コーディネーター

- （2） 文章中の①～③に当てはまる語句を記せ。

4

次の文章は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月)第3編Ⅱの一部を抜粋したものである。

下の(1),(2)の問いに答えよ。

ア 就学前における特別な指導内容

聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、これに伴い言葉等の発達も促されることから、

A からの教育が極めて重要である。

一般的に乳幼児は、家庭で養育され、次第に認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の中で、様々な刺激を受けて成長する。聴覚障害のある子供の場合、音や音声などが聞こえにくい又はほとんど聞こえない状態で育っていくため、基本的な発達に必要な種々の刺激が自然にかつ B に受けられるよう配慮することが大切である。

- (1) 文章中のA, Bに当てはまる語句を記せ。
- (2) 聴覚障害のある子供の「聴覚の活用」に関して、具体的にどのような指導が必要であるか説明せよ。